

入院・施設入所・出張・旅行などにより、15日間以上留守にするときは、一時不在届を連絡員または管理事務所へ届け出てください。

納入通知書で住宅使用料を納められている方は、届出期間中、留守中の連絡先へ納入通知書を送付します。

届け出を怠ったまま長期間不在であったときは、無断退去または住宅不使用として、入居許可を取り消すことがあります。

各種申請書などの用紙は、管理事務所にご請求ください。

6 マイナンバーの登録

公営住宅の管理業務は、マイナンバーの利用対象事務として法定されていることから(一部の県営住宅を除く。)、県でも県営住宅の管理業務にマイナンバー制度を導入することとし、入居者の皆さんのマイナンバーの登録を進めています。

マイナンバーを申告・登録していただくことにより、県が他の都道府県や市町村等と情報連携を行って、県営住宅の管理に必要な特定個人情報を取得することが可能になります。これにより、従来、各種申請時に入居者ご自身で取得、提出いただいていた公的機関発行の証明書の添付を、一部の事務では省略できるようになります。

入居者の皆さんから提出されたマイナンバーに関する書類等は、これまで同様、県及び指定管理者で厳正に管理するとともに、マイナンバー法と関連する法令、条例・規則に定める事務以外に皆さんのマイナンバーを利用して特定個人情報を取得、利用することはありません。

マイナンバーの申告・登録とこれに伴う必要な書類等については、管理事務所にお問い合わせください。

なお、申請(申告)時にマイナンバーの記載を要する書類は、以下のとおりです。

- ・収入申告書
- ・住宅あっせん申出書
- ・駐車場利用許可申請書

7 退去にあたって

▶住宅の返還

県営住宅を退去される時は、必ず退去予定日の30日前までに、敷金領収書を添えて「住宅返還届」を管理事務所へ提出してください。「住宅返還届」は管理事務所にありますので、予め管理事務所へ連絡願います。

☆ご注意☆

「住宅返還届」を提出し、住宅を引き渡すまでは、事実上退去していても、引き続き住宅使用料(家賃・共益費(県徴収分))が請求されます。*

※滞納すれば、本人に請求します。また、訴訟を提起しますので、ご注意願います。

▶原状回復義務

県営住宅は、あなたにお貸しているものです。退去の際には、次に入居する人の立場に立って、入居された時の状態に修繕・回復してください。 畳の表替え・ふすまの張り替えは、入居期間の長短にかかわらず必ず行っていただきます。 県が設置したカーテンレール及び網戸についても入居時と同等の機能が維持されているよう修繕等をしてください。

また、カーペットについては、汚れや傷み具合により張り替えを行っていただきます。

なお、個人で設置した風呂設備(浴槽・風呂

釜)および家具転倒防止器具の壁への取り付け(知事が承認したものに限り)に要したネジ穴については、そのまま残すことが認められます。詳しくは管理事務所にご相談ください。

▶住宅の検査

住宅返還届を提出されますと、後日、管理事務所から生活サポーター(地区管理員)が訪問します。修繕の必要な箇所について指示を受けてください。

なお修繕業者の紹介を必要とされる方は、管理事務所へお問い合わせください。

▶修繕完了の確認

修繕が完了しましたら、生活サポーター(地区管理員)が完了検査を行います。なお、修繕が不十分な場合は、再度、修繕をしていただきます。

▶電気・ガス・水道・電話代などの精算

電気・ガス・水道・電話代などの公共料金の精算は、退去者自身が必ず退去日までにすませてください。

▶カギの返還

室内の修繕を終え退去される時には、お手持ちのカギを全てそろえて、管理事務所へ返してください。

▶敷金の返還

退去時補修や住宅使用料(家賃・共益費(県

徴収分))の支払いが完了されている場合は、退去してから2~3カ月後に、返還します(10ページ参照。)。なお、住宅の原状回復費用との相殺は出来ません。

8 修繕

県営住宅は県民の貴重な財産ですから、入居者のみなさんは十分注意を払って、正常な状態に維持していただく義務があります。

したがって、県の負担区分となっている部分についてもみなさんの不注意で住宅や共同施設を損傷したような場合は、その修繕費はみなさんの負担となります(別冊の県営住宅修繕負担区分参照。)

▶計画修繕とは

県では、既設の住宅の維持に必要な修繕計画をたて、逐次実施しています。

計画修繕の内容としては、流し台の取替、外部鉄部塗装、屋上防水、外壁塗装などがあります。

▶一般修繕とは

計画修繕以外の小修繕で、修繕箇所(内容)により県が修繕する場合と、入居者のみなさんに修繕していただく場合があります。

例えば、畳の表替え・ふすまの張替えなどは入居者の負担となります。詳しくは、別冊の県営住宅修繕負担区分をご覧ください。

なお、県の負担にかかる日常の修繕業務は次のとおりとなっていますので、各団地におられる連絡員を通じて修繕を依頼してください。